



各 位

平成 18 年 5 月 25 日

会 社 名 日 本 電 子 材 料 株 式 会 社  
代 表 者 の  
役 職 名 代 表 取 締 役 社 長 坂 根 英 生  
( コード番号 6855 東証 1 部 )  
問 い 合 わ せ 先 I R 室 室 長 原 靖 人  
電 話 0 6 ( 6 4 8 2 ) 2 4 3 2

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 47 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

会社法」(平成 17 年法律 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条(機関)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議が機動的に行うことができるよう、第 25 条第 2 項(取締役会の決議方法)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分発揮することができるよう、第 26 条(社外取締役との責任限定契約)、第 32 条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。  
なお、本議案については、各監査役の同意を得ております。
- (6) 上記のほか、会社法施行に伴い株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (7) その他、会社法の用語、規定、引用条文にあわせて変更し、条文の新設に伴い必要な条数の繰下げを行うほか、一部字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、日本電子材料株式会社と称し、英文では JAPAN ELECTRONIC MATERIALS CORPORATION と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電子管部品および同部品の製造装置の製造販売 (2) 半導体部品および半導体検査用部品ならびに半導体測定装置の製造販売 (3) 公害防止機器・測定機器・オゾン発生装置およびセンサーの研究開発ならびに製造販売 (4) 電子部品およびタングステン、タンタル、パラジウム、白金、ロジウム、銅合金、ニッケル合金等を素材とする電気抵抗体(線、帯、板、箔および棒)の製造販売 (5) 各種電気炉およびガス炉の製造販売ならびにそれら部品の販売 (6) 各種気体分離精製装置の製造販売およびそれら部品の販売 (7) 各種触媒の製造販売および応用製品の製造販売 (8) 医療用具および空気清浄器の製造販売ならびにそれら部品の販売 (9) 各種抗菌性ゲルおよびゼオライト混入の塗料・ワックス・繊維製品・接着剤・セメント製品・建築資材・光ファイバーケーブルの被覆材・太陽熱利用による家庭用発電装置・紙類・プラスチック製品・水処理装置等の研究開発ならびに製造販売 (10) 上記各号製品および製造設備の販売ならびに技術の提供 (11) 上記各号の輸出入業 (12) 上記各号に関する事業への投資および株式の所有 (13) 上記各号に附帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p>

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。

(新設)

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、40,000,000株とする。

(新設)

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会決議をもって自己株式を買受けることができる。

(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)

第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

2. 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。

(新設)

(本店の所在地)

第3条 (現行どおり)

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得をする権利

(名義書換代理人)

第 8 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下に同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、単元未満株式の買取り等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 10 条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下に同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2. 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(新設)

(招集者および議長)

- 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下に同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(削除)

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 13 条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(招集者および議長)

第 15 条 (現行どおり)

(普通決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(新設)

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第16条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。

2. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 (現行どおり)

(取締役の選任方法)

第19条 (現行どおり)

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
(現行どおり)

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

<p>(相談役) 第 19 条 <u>取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第 22 条 取締役会に関する事項については、<u>法令および定款</u>に定めがあるものほか、取締役会の定める取締役規則による。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第 24 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第 25 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則) 第 24 条 取締役会に関する事項については、<u>法令または定款</u>に定めがあるものほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 25 条 取締役会の決議は、<u>決議に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 26 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第 28 条 (現行どおり)</p>
---	--

2. 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第26条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第27条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。

(監査役会の招集)

第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第31条 (現行どおり)

(社外監査役との責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第6章 計 算

(営業年度および決算期日)

第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。

(利益配当金)

第30条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。

(新設)

(中間配当)

第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(「中間配当」という)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(削除)

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

以 上